

## 当協会役員の選任結果等について

公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「当協会」という。）は、令和3年の定時総会（令和3年6月16日開催）での役員改選にあたり、公募理事候補者（理事2名：非常勤会長候補者1名、常勤専務理事候補者1名）の募集を行いました。その実施結果及びこれに基づく役員の選任結果は以下のとおりです。

### 1. 選考経過

当協会は、役員選考過程の透明性の確保を図るための措置として、「役員選考委員会運営規程」を平成25年4月1日より施行しています。

この選考委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱することから、令和3年2月15日開催の理事会において選考委員の委嘱について承認を得て、3月1日に3名の選考委員を委嘱しました。

3月17日（水）に第1回役員選考委員会を開催し、役員選考基準案及び公募候補者が提出する書類について検討を行い、その結果について理事会に諮ることとしました。

そのため、同日に第1回役員選考委員会で策定した選考基準について理事全員及び監事全員に提案を行い、3月30日（火）までに理事全員から同意する旨の文書による同意及び監事全員から当該提案に対して異議がない旨の意思表示を文書により得たので、一般社団法人法第96条（定款第38条第2項）に基づき、理事会の目的である提案事項について、承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

そこで、4月16日（金）から4月28日（水）までの期間において、当協会ホームページに「役員の募集について」により募集内容、応募方法、選考方法等を掲載して募集したところ、理事候補者として2名（非常勤会長候補者1名、常勤専務理事候補者1名）の応募がありました。

5月17日（月）に第2回役員選考委員会を開催し、応募者が提出した書類により、応募者の応募資格など有無と適性について個別に審査を行った結果、役員候補者として応募者2名は適格であることが確認されましたので、その選考結果を当協会会長へ報告しました。

5月26日（水）に開催された理事会において、役員選考委員会から当協会会長へ報告された公募候補者及び推薦候補者を、新役員として定時総会で選任する旨を決議し、6月16日（水）に開催された定時総会において選任されました。

この定時総会終了後に、臨時理事会を開催して選任された新役員の互選によって、公募により応募した2名の理事が、会長、専務理事として選定されました。

## 2. 役員候補者の募集により選定された者

### (1) 会長（非常勤）

- ① 氏名・年齢 渡辺 好明（わたなべ よしあき） 75歳
- ② 就任年月日 令和3年6月16日
- ③ 前 職 公益社団法人全国農地保有合理化協会 会長

### (2) 専務理事（常勤）

- ① 氏名・年齢 三浦 進（みうらすすむ） 63歳
- ② 就任年月日 令和3年6月16日
- ③ 前 職 公益社団法人全国農地保有合理化協会 副会長兼専務理事

## 3. 選定理由

当協会は、わが国の農業・農村の持続的発展のため、農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化による農用地の利用の効率化及び高度化に資する啓発普及と調査研究等を行い、もって国土の利用と整備・保全並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

このため、当協会の会長・専務理事には、農業・農村施策や農地制度等に知見を有することはもとより、全国的な関係機関及び関係者との連携調整、各種情報の収集・発信・普及に対する把握と管理、当協会の業務運営と管理に適格に取り組む力量など、組織を合理的かつ機能的に運営するリーダーシップが求められます。

今回の公募に応募して、役員選考委員会において選考された渡辺好明氏、菊地弘美氏については、役員選考基準に適合するほか、過去の職歴から、農業・農村政策及び農地制度に精通しているとともに、当協会以外の法人における役員経験など、幅広い勤務経験を通じてバランス感覚にも優れていると認められること、公益社団法人の組織運営について明確な目的意識と熱意をもっていることから、役員候補者として適格であると認められました。これらを踏まえて、理事会及び定時総会の手続きを経て、会長・専務理事に選定されました。

## 4. 役員選考委員会について

- (1) 選考委員は、当協会「役員選考委員会運営規程」第3条（選考委員の選出）により選出しました。
- (2) 選考委員は、会長が理事会の承認を得て委嘱することとなっています。
- (3) 選考委員は、会員から2名、非会員から1名です。
- (4) 現在の当協会会員構成では、農地中間管理事業を実施している都道府県農業公社が多数

を占めていることから、公社の運営等の実情に詳しく、かつ農地の集団化・規模拡大等の施策や制度に知見を有する者から委員を選出することとしました。

(5) 当協会は公益社団法人であることを踏まえて、今回は公益社団法人運営に精通した会員の常勤役員から選出しました。

(6) 非会員からの選出は、独立した立場において公益法人等の業務に携わっている者（公認会計士）から選出しました。

以上